

令和 3（2021）年 4 月 1 日

お取引業者 各位

清泉女子大学

誓約書の提出について（依頼）

平素より、公的研究費の物品納入に際し、ご協力を頂きありがとうございます。

本学では、昨今の大学等研究機関における公的資金の不正使用発生を受け、その対応策に取り組んでいるところですが、平成 19 年 2 月 15 日に文部科学大臣決定として公表された、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」においては、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出を求めることとされました。

つきましては、本学においても別紙「誓約書」の提出をお願いすることになりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、取引業者のうち、次の者は除きます。

1. 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
2. 学校法人
3. 国際組織、外国企業等
4. 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
5. 弁護士・特許・税理士事務所等
6. 商取引の相手方ではない個人
7. その他、本件の趣旨になじまない業種等

本件お問合せ先

141-8642 東京都品川区東五反田 3-16-21

清泉女子大学 総務課

Tel.03-3447-5551 Fax.03-3447-5493